



国土交通省 近畿地方整備局
Kinki Regional Development Bureau
Ministry of Land Infrastructure, Transport and Tourism

近畿地方整備局 同時プレス：岬町
資 料 配 布

配 布 日 時	平成27年10月14日 14時00分
---------	-----------------------

件 名	「みなとオアシスみさき」の本登録について ～大阪府下第1号～
-----	-----------------------------------

概 要	<p>国土交通省近畿地方整備局では、みなとの施設やスペースを活用した住民参加型の継続的な地域振興の取り組みが行われる地域交流拠点を「みなとオアシス」として登録し、活動支援やPRなどを行っているところです。</p> <p>深日港、淡輪港の施設やスペースを活用する「みなとオアシスみさき」は、平成25年8月に「みなとオアシス」仮登録としていましたが、この度、岬町長からの申請を受け、平成27年10月18日に本登録する運びとなりました。（近畿管内では6番目の本登録です。）</p> <p>つきましては、平成27年10月18日に、下記のとおり登録証を交付いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>日 時 平成27年10月18日 (岬町町制施行60周年記念式典にて交付 受付9:15～ 開式10:00～)</p> <p>場 所 岬町立岬中学校(岬町深日545番地)</p> <p>出席者(交付時) 岬町長 田代 堯 近畿地方整備局副局長 池田 薫</p>
-----	--

取 扱 い	
-------	--

配 布 場 所	近畿建設記者クラブ・大手前記者クラブ・神戸海運記者クラブ 港湾専門紙 同時配布：関西国際空港記者会ほか
---------	---

問 い 合 わ せ 先	国土交通省 近畿地方整備局 <small>こうわんくうこうぶ</small> 港湾空港部 <small>こうわんけいかくか</small> 港湾計画課
	課長 <small>しまむら ひろし</small> 島村 博
	課長補佐 <small>くわばら けんじ</small> 桑原 賢二
	TEL 078-391-8361 FAX 078-325-8288
問 い 合 わ せ 先	国土交通省 近畿地方整備局 <small>おおさかこうわん</small> 大阪港湾・空港整備事務所 <small>くうこうせいび じむしょ</small>
	企画調整課長 <small>いしばし ゆうじ</small> 石橋 祐二
	TEL 06-6574-8561 FAX 06-6577-2265

平成27年10月14日
岬町
近畿地方整備局

『みなとオアシスみさき』本登録～大阪府下第1号～

地域住民の交流や観光の振興を通じた地域の活性化に資する「みなと」を核としたまちづくりを促進する枠組みである「みなとオアシス」。

9月末現在、北海道から沖縄まで84箇所が認定・登録されています。

このたび、深日港・淡輪港の施設やスペースを活用する「みなとオアシスみさき」を、大阪府下第1号の「みなとオアシス」として登録します。

深日港は、かつて、四国・淡路島と航路で結ばれ海の玄関口として活況を呈しました。その活力をとりもどすため、町制施行60周年に合わせ「みなとオアシス」に登録し、海洋性レジャーの拠点港の性格を有する淡輪港など、町内の海辺の地区・施設と連携して、賑わいと交流による地域振興をはかっていきます。



みなとオアシスみさき

「みなとオアシスみさき」は上記の「深日港観光案内所」を基本施設(拠点)、海辺に点在する魚市場・ヨットハーバー・海上釣り堀・青少年海洋センター・潮騒ビバレーなどを構成施設として、構成施設で提供されるアクティビティ・海産物販売・宿泊や全国ビーチバレー女子選手権大会をはじめとする各種イベントなどのコンテンツを魅力的に連携させ発信するなど、海・みなとを核として、町の活性化を図ります。 ※「みなとオアシスみさき」構成施設は別紙全体図のとおり。

「みなとオアシス」の概要

- 「みなとオアシス」とは、地域住民の交流や観光の振興を通じた地域の活性化に資する「みなと」を核としたまちづくりを促進するため、住民参加による地域振興の取り組みが継続的に行われる施設として、港湾管理者等からの申請に基づき、国土交通省地方整備局長等が認定・登録したものをいう。
- 今後、災害発生時における防災拠点や、外航クルーズ客に多様なサービスを提供する場としても、「みなとオアシス」の活用を図る。(交通政策基本計画【平成27年2月13日閣議決定】、海洋基本計画【平成25年4月26日閣議決定】)

登録要件

- 地域住民や観光客が交流できる空間を有していること
- 地域住民や観光客に対し地域情報や観光情報を発信する機能を有していること
- 適切な管理運営が行われていること
- イベントの実施等みなとの賑わいを作り出す活動が地域住民参加の下で継続的に行われていること

運営主体

- 港湾管理者
 - 市町村
 - NPO団体
- ほか

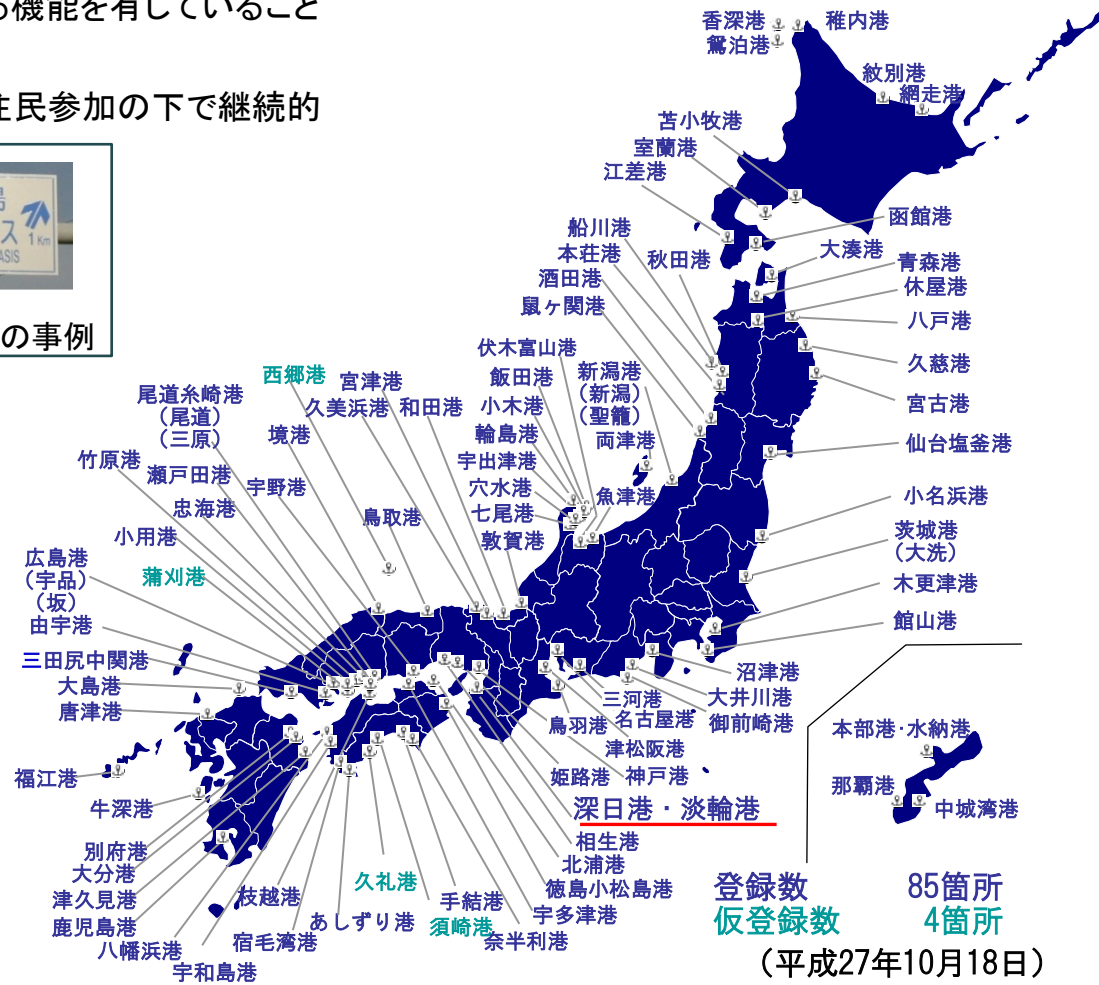


シンボルマーク 道路標識設置の事例

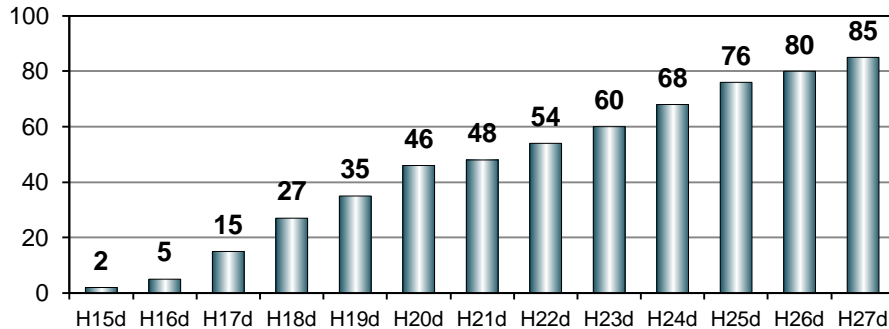
支援内容

- みなとオアシスのシンボルマークの使用
- 国土交通省・地方整備局等のホームページ等による広報
- 道路地図への掲載や道路標識の設置の支援
- その他みなとの振興に関する各種支援

全国のみなとオアシス



（箇所） みなとオアシスの登録数の推移 （年度別）



近畿みなとオアシスの登録状況



「近畿みなとオアシス」これまでの流れ

- 平成19年9月7日 「近畿みなとオアシス」制度の創設
- 平成20年1月18日
「みなとオアシスあいおい」本登録(第1号)
- 平成22年9月9日
「みなとオアシスたいみやづ」本登録(第2号)
- 平成22年10月16日
「みなとオアシスKOBЕ」本登録(第3号)
- 平成25年7月15日
「みなとオアシス姫路」本登録(第4号)
- 平成26年7月17日
「みなとオアシス京たんご」本登録(第5号)
- 平成27年10月18日
「みなとオアシスみさき」本登録(第6号)